

国自安第222号
令和8年3月25日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 安全政策課長
(公 印 省 略)

遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の
運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について（通知）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自安第216号
令和8年3月24日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について（通知）

自動車運送事業の輸送の安全確保のために行う点呼は、運転者等が属する営業所内で、原則対面により実施することとされているが、例えば長距離運行を行う高速乗合バスの運転者が移動先の営業所等で点呼を受ける場合において、同営業所に所属する運行管理者又は補助者から対面点呼を受けることができないといった業務上の非効率が生じているとの意見が業界から挙がっており、規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）Ⅱ1.（2）4「ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等による運行管理者不足等を踏まえた効率的な安全管理の実現」のdにおいても取り上げられたところである。

これを受け、令和7年度第1回運行管理高度化ワーキンググループ（令和7年6月27日開催）において議論を行った結果、遠隔点呼機器を介して営業所間又は事業者間で点呼に係る運転者等の情報共有が可能である自動車運送事業者については、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で確認を受けることにより、遠隔点呼を受けたものとみなすことが可能となるよう、制度を見直す方針が示されたことを踏まえ、同方法により点呼を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第24条第1項、第2項及び第4項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第7条第1項、第2項及び第4項並びに対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）の関連規定について、下記のとおり取り扱うこととするので了知されたい。

記

(1) 点呼告示第2条第一号に規定する遠隔点呼を行う運行管理者等が、当該遠隔点呼を受ける運転者等（当該運行管理者等と同一の営業所に属する運転者等を除く。）に対し、遠隔点呼機器により点呼告示第5条第一号に規定する機能を使用せず対面により点呼を行ったときは、遠隔点呼を行ったものとみなす。この場合において、点呼告示第6条第一号、第二号及び第四号並びに同告示第7条第十二号の規定は、適用しない。

(2) (1) による点呼を行ったときは、運輸規則第24条第4項及び輸送安全規則第7条第4項に規定する「運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いることを要しない。

以上